

## 令和元年度決算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事業名	事業費	一般財源	
			うち都市計画税
街路整備事業	93,874	45,433	979,692
公園整備事業	106,319	41,312	
下水道整備事業	183,298	151,224	
地方債償還	1,920,433	1,843,944	
合計	2,303,924	2,081,913	979,692

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。